

# 一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会審査日程

日 時 令和3年8月25日（水）  
 総務文教常任委員会終了後  
 場 所 第2委員会室

日 時 令和3年8月26日（木）  
 午前9時  
 場 所 第2委員会室

## 審査内容

### 1 議案第76号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第9回)について

**補正予算（第9回）**

**審査番号①**

(1) 歳入に係る説明

○ 10-1-1、11-1-1、19-1-1、22-1-9 財政課

(2) 歳入に係る質疑

(3) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-8 財政課

○ 2-1-9 デジタル推進室

○ 2-4-3 選挙管理委員会（歳入 15-3-1）

○ 9-1-2 消防課（歳入 21-4-3）

(4) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

### 2 議案第56号 令和2年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

**決算認定**

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課
①	1 款 議会費	112-115		議会事務局
	9 款 消防費	254-259	5	消防課
②	2 款 総務費 1 項 1、27 目 3 項 1 目 ※2-1-1 は空家対策事業費を除く ※2-3-1 は旅券発給事務費のみ	114-117 144-145 152-155	6	山陽総合事務所

③	2 款 総務費 1 項 1～3、13、14、 28 目 2 項 1、2 目 5 項 1、2 目 ※2-1-1 は空家対策事業費を除く ※審査事業 16 は④で審査	114-121 130-133 132-133 140-147 150-153 156-159	1 2 3 4	総務部担当課
④	2 款 総務費 1 項 4～6、8～10、 30 目 2 項 2 目 7 款 商工費 1 項 4 目 2-1-5 は広聴事業費を除く	120-127 146-149 150-153 232-233	9 10 11 12 13 15 16	税務課 企画部担当課
⑤	2 款 総務費 1 項 7、17 目 4 項 1～3 項 6 項	122-123 132-135 154-161		出納室、管理室 選管事務局 監査委員事務局
⑥	10 款 教育費 4 項 1 目 5 項 1～8 目 6 項 1、2 目 ※10-4-1 は 20 節扶助費を除く	272-291	14	学校教育課 埴生幼稚園 学校給食センター 社会教育課 中央公民館 中央図書館 厚狭図書館 歴史民俗資料館 青年の家 心の支援室
⑦	10 款 教育費 1 項 1～3 目 2 項 1～3 目 3 項 1～3 目	258-273	7 8 17 18	教育総務課 学校教育課 社会教育課
⑧	12 款 公債費 13 款 予備費	290-295		財政課

⑨	歳入（総務文教常任委員会所管部分） 1 款～11 款	56-63		税務課 財政課
⑩	1 款～11 款 14 款 1 項 1、8、9 目 2 項 1 目 15 款 2 項 1、6 目 3 項 1 目 16 款 2 項 7、8 目 3 項 1、6 目 17 款 18 款 1 項 1～4 目 19 款 1 項 1、2、3、9 目 20 款	64-65 68-69 72-81 86-91 90-93 92-95 96-97		消防課 総務部 企画部 教育委員会 選管事務局 総合事務所
⑪	21 款 1 項 2 項 4 項 1 目 2 目 1、2、9、10 節 22 款 1 項 1、6、7、10 目	96-97 98-101 104-105 106-107 110-111		議会事務局 消防課 総務部 企画部 監理室 出納室 総合事務所 教育委員会

※1 審査番号ごとに、あるいは審査事業の説明及び質疑後、決算書に入る前などに職員を入れ替えながら審査を行います。

※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。  
ただし、⑥は8月26日（木）午前9時から、⑨～⑪は午後1時からとします。

※3 決算審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行います。

- (1) 審査対象事業の説明（事業概要、実績、成果、課題及び改善策、今後の方向性を簡潔に説明）及び質疑（複数ある場合は、1事業ごとに行う）
- (2) 上記以外の部分の質疑

●令和2年度不納欠損の事由別内訳及び3年間の不納欠損状況

1 令和2年度不納欠損の事由別内訳

税目	令和2年度		不納欠損の事由別内訳					
			① 地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の執行 停止後3年経過)		② 地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の執行停止 に係る即時消滅)		③ 地方税法 第18条第1項 (時効の完成)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	151	5,251,379	72	3,200,766	7	219,120	72	1,831,493
個人	148	5,122,242	72	3,200,766	6	189,983	70	1,731,493
法人	3	129,137	0	0	1	29,137	2	100,000
固定資産税	186	7,910,500	55	2,317,800	23	1,679,500	108	3,913,200
軽自動車税	152	744,965	49	307,265	0	0	103	437,700
都市計画税	123	1,063,724	35	256,557	12	188,430	76	618,737
合計	489	13,906,844	176	5,825,831	30	1,898,620	283	6,182,393
構成比	100.0%		41.9%		13.6%		44.5%	

※都市計画税の件数は固定資産税（土地・家屋）と重複するため合計からは控除

※件数は、原則、課税年度及び税目ごとの納税義務者件数とした。

2 3年間の不納欠損状況

税目	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	151	5,251,379	149	4,935,819	222	8,019,934
個人	148	5,122,242	149	4,935,819	216	7,233,434
法人	3	129,137	0	0	6	786,500
固定資産税	186	7,910,500	233	6,869,005	275	15,487,884
軽自動車税	152	744,965	179	736,356	247	1,126,398
都市計画税	123	1,063,724	165	1,179,010	168	2,002,059
合計	489	13,906,844	561	12,541,180	744	26,636,275